

（警告反射板）

第143条 警告反射板の形状、反射光の色、明るさ等に関し、保安基準第43条の3の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 警告反射板の反射部は、一辺が400mm以上の中空の正立正三角形で帯状部の幅が50mm以上のものであること。
- 二 警告反射板は、夜間150mの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。
- 三 警告反射板による反射光の色は、赤色であること。
- 四 警告反射板は、路面上に垂直に設置できるものであること。